

	契 約 係 用
○	業 者 用

令和 5 年度

業 務 委 託 仕 様 書

委託業務一覧表 通年業務委託番号 454名 称 変電所火災警報装置保守(南北・東西・東豊線)

特定随契の場合

その業者名 _____

要求課 電気課電力係

(外線 896-2731)

担当者 長谷川 海里 (内線 2622)

札幌市高速電車電気設備保守業務委託

共通仕様書

札幌市交通局

高速電車部 電気課

- 1 適用範囲
本仕様書は、札幌市高速電車電気設備の保守業務委託に適用する。
- 2 保守の範囲
保守する設備の範囲並びに詳細については、特記仕様書に示された範囲とする。
- 3 適用諸規程及び基準等
保守に際しては、次の規程、要領、法律等に準用するものとする。
 - (1) 札幌市鉄道事業安全管理規程
 - (2) 高速電車施設及び車両に係る業務の委託に関する要領
 - (3) 高速電車各種保安規程, 実施基準, 整備心得等
 - (4) 作業認定者の取扱要領
 - (5) 鉄道事業法
 - (6) 電気事業法
 - (7) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令
 - (8) 電気設備の技術基準
 - (9) 電波法
 - (10) 消防法
 - (11) 労働安全衛生法
 - (12) その他関連法規類

4 提出書類

受託者は、契約締結後、次に掲げる書類を指定期限内に委託者担当係へ提出し、委託者の承諾を得なければならない。なお(1)～(4)項の変更時には速やかに変更届を提出し、委託者の承諾を得ること。

書 類	期 限	部数	備 考
(1) 業務着手届	契約後 5 日以内	2	労働保険関係成立済みの印及び労働保険番号を記載
(2) 保守業務組織表	同上	2	
(3) 業務主任経歴書	同上	2	
(4) 保守業務要員名簿	同上	2	経験年数を記載
(5) 緊急連絡表	同上	2	
(6) 安全衛生管理体制表	同上	2	労働安全衛生法に基づく
(7) 作業計画表	原則として作業実施月の前月 15 日まで	2	年間計画表は 4 月
(8) 作業実施報告書	速やかに	1	特記仕様書に指定がある場合は、特記仕様書による
(9) 業務完了届	完了時	1	通年業務委託については、支払い毎

5 作業日

作業日については、特記仕様書に指定がない場合は契約締結後、委託者と受託者が協議して決めるものとするが、最終決定は委託者が行うものとする。また、これに基づき作業計画表を作成するものとする。

6 検 査

- (1) 受託者は作業実施報告書を提出して委託者の承諾を得なければならない。
- (2) 上記(1)号により、不具合が指摘された場合は、委託者の指定期日までに手直しを行い、検査を受けるものとする。

7 損害の補償

受託者は作業中の過失により委託者及び第三者の施設・装置等に損害を与えた場合、ただちに委託者に申し出るとともに受託者の責任においてすみやかに補償復旧するものとする。

受託者の申し出がなく、後日この事実が認められた場合も同様とする。

8 保証

受託者が作業完了後、当該施設及び装置に障害が発生し、その原因が受託者側の作業上のミスに起因する場合、または、委託者制定の整備基準に従って正しく作業しなかったためと委託者が判断した場合は、受託者は委託者の指示に従い無償にて修理復旧するものとする。

9 貸与品の管理

- (1) 受託者は、委託者より保守用部品、機材、予備品及び測定器等の支給並びに貸与を受け、また、返却する場合は、委託者と必要手続きを確実に行うものとする。また、貸与物品は、借用当事者が自主管理し、かつ返却することを原則とする。
- (2) 貸与品を長期間にわたり受ける場合は、受託者はその管理責任者を定めて管理に万全を期すものとする。
- (3) 交換済の旧部品は、委託者の指示なき場合、全てを委託者に返品するものとする。

10 緊急事態発生時の処理

本契約の当該施設及び装置に万一、突発故障等が発生した場合、委託者の連絡要請に対し、直ちに出動し、委託者に協力して応急処置を行うこと。

障害原因が第8項に該当しないときも同様の処理方法とするが、この場合の契約は、特記仕様書に規定なきものについては別途行うものとする。

11 作業の管理

受託者（作業者）は、作業にあたり関係諸法令を遵守し、次記項目を厳守すること。

- (1) 作業日ごとの詳細作業計画及び作業者名簿を事前に委託者へ提出すること。
- (2) 作業者は、その所属を容易に識別できる服装・名札・腕章等を着用すること。なお、腕章については、委託者より貸与する。
- (3) 作業者は、受託者が発行した身分証明書を携帯すること。
- (4) 作業者は、現場での火災・盗難・その他事故防止につとめ、作業終了時には現場清掃及び諸用具類の撤去を確実にを行い、万一にも委託者の地下鉄運行に支障を与えないこと。
- (5) 作業者は、関係なき施設、場所等に委託者の許可なくして入らぬこと。なお、騒音・塵埃を発生する作業については、事前に委託者の許可を得ること。

12 安全教育

受託者は、作業者に対して、業務に関する安全・衛生のための教育を、行うものとする。

1.3 安全管理規程の遵守

- (1) 受託者は安全第一の意識を持って、札幌市鉄道事業安全管理規程で定める事項を遵守するとともに、輸送の安全を確保するために社内体制を整備し、業務従事者にはこれを徹底すること。
- (2) 受託者は、委託者の輸送事業に係る安全管理体制に積極的に協力をするとともに、輸送の安全を確保するため、委託者との密接な連携を図ること。

1.4 法令遵守（コンプライアンス）の徹底

受託業務の実施にあたっては、法令違反または不適切行為を防止するため、法令及び作業ルール等の遵守を徹底すること。

1.5 札幌市環境マネジメントシステムの運用への協力

- (1) 受託者は、作業に従事する者へ本市の「環境方針」（別添）を周知し、本市の環境配慮に対する取り組みについて理解させること。
- (2) 受託者は、本市環境マネジメントシステムに合致する形で遂行すること。

1.6 疑義

本仕様書において、疑義が生じた事項については、委託者と事前に協議し、保守に遺漏のなきこと。

変電所火災警報装置保守（南北・東西・東豊線）

特記仕様書

令和 5 年度

札幌市交通局高速電車部電気課

目 次

第1章 概 要	
1 業務概要	2
2 業務場所	2
3 業務履行期間	2
第2章 一般仕様	
1 適用範囲	3
2 提出書類	3
3 保守要員の資格等	3
第3章 業務仕様	
1 保守対象機器および数量	4
2 業務委託内容	4
3 定期点検周期	4
4 点検日程	4
5 作業時間	4
6 報 告	4
7 作業従事者	4
8 作業の立会い	4
9 除外事項	4
10 保守体制	5
11 支払い方法	5
12 その他	5

第1章 概 要

1 業務概要

本業務は、札幌市交通局高速電車の変電所・受電所・自家発棟に設備している消防用設備等の保守業務を行うものである。

2 業務場所

高速電車南北線	真駒内変電所	札幌市南区真駒内17番地	
	澄川変電所	札幌市南区澄川4条1丁目	
	澄川受電所	札幌市豊平区平岸3条18丁目	
	中の島変電所	札幌市豊平区中の島1条1丁目	
	鉄北変電所	札幌市北区北10条西4丁目	
	幌北変電所	札幌市北区北23条西4丁目	
	麻生変電所	札幌市北区麻生町6丁目	
	澄川自家発棟	札幌市豊平区平岸3条18丁目	
	麻生自家発棟	札幌市北区麻生町6丁目	
	東西線	宮の沢変電所	札幌市西区発寒6条11丁目
琴似変電所		札幌市西区二十四軒1条4丁目	
南大通変電所		札幌市中央区南1条西10丁目	
東札幌変電所		札幌市白石区菊水3条5丁目	
南郷変電所		札幌市白石区南郷通7丁目南	
大谷地変電所		札幌市厚別区大谷地東2丁目	
新さっぽろ変電所		札幌市厚別区厚別中央2条6丁目	
新さっぽろ自家発棟		札幌市厚別区厚別中央2条6丁目	
東豊線		栄町変電所	札幌市東区北46条東15丁目
		光星変電所	札幌市東区北13条東14丁目
	すすきの変電所	札幌市中央区南6条西1丁目	
	月寒変電所	札幌市豊平区月寒東1条8丁目	

3 業務履行期間

自 令和5年4月 1日

至 令和6年3月31日

第2章 一般仕様

1 適用範囲

本特記仕様書は、札幌市交通局高速電車の変電所・受電所・自家発棟に設備している消防用設備等の保守業務に適用する。ただし、南北線大通変電所は除く。

なお、本仕様書に定めていない事項は、札幌市高速電車電気設備保守業務委託共通仕様書（以下、「共通仕様書」という。）にも準拠する。

2 提出書類

共通仕様書による提出書類のほか、下記の書類を提出すること。

(1) 業務主任指定通知書 2部 着手と同時

(2) 雇用関係証明書（保険証の写し等） 2部 着手と同時

住所、氏名、年齢、経歴、健康保険被保険者証の写し等の雇用関係を証明できるものを添付すること。

なお、出向社員の場合は出向契約書の写しを提出し、契約社員の場合は雇用契約書の写しを添付すること。この場合、雇用関係以外の欄の削除は可能とする。

3 保守要員の資格等

保守要員は、直接雇用契約関係にある者でなければならない。

また、出向社員及び契約社員の場合は、出向社員にあっては出向契約書の写し、契約社員にあっては雇用契約書の写しを提出し、委託者の承諾を得ること。

この場合、契約期限が当該履行期間の終了前にある場合は認めない。

さらに、出向社員及び契約社員は業務責任者としては認めず、両者の人数は当該保守要員の概ね半数までとする。

ただし、高年齢者雇用安定法による雇用等により、従前から継続して雇用される出向社員及び契約社員は出向契約書及び雇用契約書の期限を問わないものとする。

なお、特殊作業における場合等、委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。

第3章 業務仕様

1 保守対象機器および数量 別紙1のとおり

2 業務委託内容

(1) 定期点検

消防法第17条の3の3「消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告」の規定に基づく消防用設備等の点検および報告を行う。

消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式は、消防庁告示（平成16年5月31日第9号）によるものとする。

消防用設備等の種類に応じ、消防庁告示（昭和50年第14号）で定める基準に従い確認し、本告示で定める点検票を消防用設備等点検結果報告書に添付すること。

なお、点検完了後は一般財団法人北海道消防設備協会の発行する点検済証を設備等に貼付すること。

(2) 事故、故障対応

業務対象機器に突発事故、故障等が発生した場合は、その都度出動し、現地の調査、修理等の対応を行うこと。

3 定期点検周期

(1) 機器点検 年2回（内1回は総合点検と同時に行う）

(2) 総合点検 年1回

4 点検日程

委託者と協議のうえ計画書を提出し、承認を得るものとする。

5 作業時間

作業時間は、原則として日中とし、委託者の指定時間内に実施すること。

6 報告

点検結果を所定の様式により報告し、委託者の承認を得ること。

総合点検時における消防用設備等点検結果報告書については、委託者が決裁後、各消防署へ提出すること。

7 作業従事者

作業従事者は、消防設備士もしくは消防設備点検資格を有する者とする。

8 作業の立会い

作業にあたっては、委託者又は委託者指定の認定者の立会いのもと実施すること。

9 除外事項

- (1) 新設及び増設工事
- (2) 大規模な改修
- (3) 委託者が認めること。

10 保守体制

- (1) 業務対象機器に突発事故、故障又は誤動作等の異常が発生した場合は、速やかに現場に出動できる体制であること。
- (2) 点検は委託者の指示によるほか、関係法・規定・基準等を遵守して行なうこと。

11 支払い方法

支払い方法については、年2回（点検終了時）とする。ただし、最終支払いは年度末とする。また、別紙支払い内訳書に基づき支払うこととする。

なお、1円未満の端数が生じた場合は、その初回（1回目）に支払うこととする。

12 その他

- (1) 業務に必要な機器、工具、消耗品等は一切受託者の負担とする。
- (2) 変電所内では、カメラ・携帯電話・携帯無線機等は使用しないこと。（電源は必ず切ること）
- (3) 共通仕様書及び本仕様書に明記のない事項については、事前に委託者と協議するものとし、些細な変更については受託金額内で実施すること。

支払内訳表

回	業務の期間	支払比率
1回目	4月～6月	72.0%
2回目	7月～3月	28.0%
合 計		100%

保守対象機器および数量

1. 南北線 火災報知設備一覧表

設備名		変電所名		真駒内	澄川	澄川受電所	澄川自家発	中の島	鉄北	幌北	麻生	麻生自家発	備考
機器点検	受信機	P型1級	1	—	1	—	—	1	1	1	—	19回線以下	
		P型2級	1	1	—	1	1	—	—	—	1		
	副受信機		—	—	—	—	—	—	—	—	—	19回線以下	
	感知器	差動式	9	16	—	—	15	—	16	6	—	50個まで	
		定温式	1	—	—	—	3	1	—	3	—	50個まで	
		煙式	20	—	13	4	1	29	1	21	3	50個まで	
	発信機	P型1級	—	—	1	—	—	3	2	2	—		
		P型2級	3	1	—	2	2	—	—	—	1		
	表示灯		3	1	1	2	2	3	2	2	1		
	音響装置（地区）		3	1	2	2	2	3	2	2	1	電鈴	
	常用電源（交流）		2	1	1	1	1	1	1	1	1		
	予備電源（電池）		2	1	1	1	1	1	1	1	1	受信機用	
	誘導灯		5	—	—	2	—	6	—	2	—		
総合点検	受信機	P型1級	1	—	1	—	—	1	1	1	—	19回線以下	
		P型2級	1	1	—	1	1	—	—	—	1		
	感知器	煙式	20	—	13	4	1	29	1	21	3	50個まで	
	配線		2	1	1	1	1	1	1	1	1	建物ごと	

2. 南北線 ハロゲン化物消火設備一覧表

設備名		変電所名		真駒内	澄川	澄川受電所	澄川自家発	中の島	鉄北	幌北	麻生	麻生自家発	備考	
機器点検	消火剤貯蔵容器				2								40kg	
	容器弁開放装置				2									ガス圧式
	起動用容器弁開放装置				2									電磁式
	起動用ガス容器				2									0.65kg
	起動用操作箱				2									
	音響装置				2									スピーカー
	制御盤				1									5回線以下
	電源装置（非常電源）				1									内蔵型
	圧力スイッチ				2									
	開口部自動閉鎖装置				2									
	放出表示灯箱				2									
	選択弁				2									
	ヘッド				4									
	感知器	差動式			—									
定温式				2										
煙式				2										
点総検合	放出試験				1								容器搬入含む	
	容器搬入				—									

※真駒内変電所にはPCB保管庫設備を含む

保守対象機器および数量

3. 東西線 火災報知設備一覧表

設備名		変電所名	宮の沢	琴似	南大通	東札幌	南郷	大谷地	新さつぽろ	新さつぽろ自家発	備考
機器点検	受信機	P型1級	1	—	1	—	—	—	1	—	19回線以下
		P型2級	—	1	—	1	1	1	—	1	
	副受信機		—	—	—	—	—	1	—	—	19回線以下
	感知器	差動式	—	—	18	31	1	15	—	—	50個まで
		定温式	1	—	—	—	1	5	—	—	50個まで
		煙式	31	16	2	8	35	43	19	9	50個まで
	発信機	P型1級	2	—	3	—	—	—	2	—	
		P型2級	—	1	—	2	2	3	—	2	
	表示灯		2	1	3	2	2	3	2	2	
	音響装置（地区）		5	2	3	2	2	3	4	2	電鈴
	常用電源（交流）		1	1	1	1	1	1	1	1	
	予備電源（電池）		1	1	1	1	1	1	1	1	受信機用
誘導灯		3	—	4	9	5	15	5	—		
総合点検	受信機	P型1級	1	—	1	—	—	—	1	—	19回線以下
		P型2級	—	1	—	1	1	1	—	1	
	感知器	煙式	31	16	2	8	35	43	19	9	50個まで
	配線		1	1	1	1	1	1	1	1	建物ごと

4. 東西線 不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備一覧表

設備名		変電所名	宮の沢	琴似	南大通	東札幌	南郷	大谷地	新さつぽろ	新さつぽろ自家発	備考
機器点検	消火剤貯蔵容器			4		6	2		2		琴, 東:45kg, 南:50kg, 新:52kg, 47.1kg
	容器弁開放装置			4		6	2		2		ガス圧式
	起動用容器弁開放装置			1		1	1		1		電磁式
	起動用ガス容器			1		1	1		1		琴, 東-0.65kg, 南-0.74kg, 新-0.66kg
	起動用操作箱			1		1	1		1		
	音響装置			1		1	1		1		スピーカー
	制御盤			1		1	1		1		5回線以下
	電源装置（非常電源）			1		1	2		1		内蔵型, 南郷変電所は蓄電池設備
	圧力スイッチ			1		1	1		1		
	開口部自動閉鎖装置			—		2	2		2		
	放出表示灯箱			1		2	2		2		
	選択弁			1		1	1		1		
	ヘッド			1		1	2		2		
	感知器	差動式		—		—	—		—		
定温式			1		1	1		1			
煙式			1		1	1		1			
点検	放出試験			1		1	1		1		ハロゲン化物消火設備は容器搬入含む
	容器搬入			1		1	—		—		

※琴似変電所および東札幌変電所は不活性ガス消火設備（二酸化炭素）

南郷変電所および新さつぽろ変電所はハロゲン化物消火設備

※南郷変電所の電源装置は蓄電池設備（2台-12セル）

保守対象機器および数量

5. 東豊線 火災報知設備一覧表

設備名		変電所名	栄町	光星	すすきの	月寒						備考
機器点検	受信機	P型1級	—	—	—	—						19回線以下
		P型2級	1	1	1	1						
	副受信機		—	—	—	—						19回線以下
	感知器	差動式	—	6	—	—						50個まで
		定温式	—	—	—	—						50個まで
		煙式	24	20	27	44						50個まで
	発信機	P型1級	—	—	—	—						
		P型2級	2	2	3	2						
	表示灯		2	2	3	2						
	音響装置（地区）		4	4	5	5						電鈴
	常用電源（交流）		1	1	1	1						
	予備電源（電池）		1	1	1	1						受信機用
誘導灯		5	4	9	3							
総合点検	受信機	P型1級	—	—	—	—						19回線以下
		P型2級	1	1	1	1						
	感知器	煙式	24	20	27	44						50個まで
	配線		1	1	1	1						建物ごと

環境方針

1 基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする（ゼロカーボン）」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPPORO』」の実現を目指してまいります。

2 基本的方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

- 1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
- 2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- 3 移動における脱炭素化を進めます。
- 4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
- 5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
- 6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

令和3年4月1日

札幌市長 秋元克広

札幌市環境局

令和 5 年度

業務名 変電所火災警報装置保守(南北・東西・東豊線)

内 訳 書

金 円也

変電所火災警報装置保守(南北・東西・東豊線)

金 円也

名称	仕様	単位	数量	単価	金額	摘要
火災警報装置保守	機器点検+総合点検(3線)	式	1			1回
	機器点検(3線)	式	1			1回
	点検業務合計	式	1			
10%相当額						
合計						

名称	仕様	単位	数量	単価	金額	摘要
機器点検+総合点検(3線)	1回	人				
	試験用ガス放出	本	5			
小計						
a.直接人件費						
b.直接物品費						
c.直接業務費						a+b
d.業務管理費						
e.業務原価						c+d
f.一般管理費等						
g.業務費						e+f

名称	仕様	単位	数量	単価	金額	摘要
機器点検(3線)	1回	人				
a.直接人件費						
b.直接物品費						
c.直接業務費						a+b
d.業務管理費						
e.業務原価						c+d
f.一般管理費等						
g.業務費						e+f